

静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例

静岡市東海道広重美術館条例（平成20年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第14条」を「第12条第1項」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

美術館に入館しようとする者は、第12条第2項の入館料を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第5条第2項中「前項本文」を「前項」に改め、同条第3項を削る。

第10条を次のように改める。

（特別観覧料の納付）

第10条 特別観覧者は、第12条第2項の特別観覧料を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

第14条に次の4項を加え、同条を第12条とし、第15条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に美術館の入館に係る入館料及び特別観覧に係る特別観覧料（以下これらを「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。ただし、特別の陳列をする場合における入館料については、市長は、その期間内に限り、その限度額を増額することができる。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第5条関係」を「第12条関係」に、「入館料」を「入館料の限度額」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第12条関係」に、「特別観覧料」を「特別観覧料の限度額」に改め、同表備考1中「屏風」を「びょうぶ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市東海道広重美術館条例第12条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。